

出水市パートナーシップ宣誓制度

～ご利用ガイド～



出 水 市



〈目 次〉

1. パートナーシップ宣誓制度をお考えの皆様へ……………	1
2. 宣誓をすることができる方……………	2
3. 宣誓手続きの流れについて……………	3
4. 宣誓に必要な書類……………	5
5. 交付書類……………	6
6. 受領証等の再交付・変更・返還について……………	7
7. 利用可能な行政サービス……………	8
8. 都市間相互利用について……………	9
9. よくある質問……………	10
10. 相談窓口……………	12

【お問い合わせ】

出水市 市民部 市民生活課 住民係

〒899-0201 鹿児島県出水市緑町1番3号

TEL：0996-63-4038 FAX：0996-62-8126

e-mail：shimin_c@city.izumi.kagoshima.jp

1 パートナーシップ宣誓制度をお考えの皆様へ

出水市では、「一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を目指しています。

そこで、本市では、市民の性の多様性及び人権尊重の理解を深めるとともに、性的少数者の方々のパートナー関係への思いを受け止める仕組みとして「出水市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

本制度は、お二人の関係を法的に保障するものではありませんので、法律上の効果はありません。しかし、お二人がお互いを共に支えあいながら生きていく人生のパートナーであることを出水市が認め、自分らしい生き方を応援する制度です。

本制度の導入により、性的少数者に関する市民の理解が浸透し、一人ひとりの生き方、考え方の多様性が尊重され、誰もが生きやすい、それぞれの個性と能力を発揮できる社会が実現できるよう期待しています。

令和6年2月1日

「パートナーシップ」とは・・・

一方または双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約束した関係をいいます。



2 宣誓をすることができる方

制度を利用するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 双方が民法第4条に規定する成年に達していること

※2022年4月1日から、成人年齢が「満18歳以上」となりました。

- (2) 双方が出水市民であること又は転入を予定していること

※転入予定の場合、転入してから14日以内に住民票の写しの提出が必要です。

- (3) 配偶者及び宣誓しようとする者以外のパートナーがいないこと（事実婚関係を含む）

※戸籍抄本などの証明する書類が必要です。

- (4) 双方が近親者（民法第734条から第736条までに規定する婚姻できない続柄）でないこと

※宣誓者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていた場合は宣誓できます。

3 宣誓手続きの流れについて

①宣誓手続き日時の事前予約

・ 宣誓希望日の原則 7 日前（土・日・祝・年末年始を除く）までに、電話、FAX 又は電子メールで予約してください。（連絡先は目次をご参照ください。）

※郵送等での宣誓は、受け付けできません。

・ 宣誓できる時間は平日月～金曜日（年末年始除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。

・ 当日持参していただく必要書類、宣誓条件等の確認をいたします。

・ 個室での対応や即日交付を希望の場合は、その旨お伝えください。

◎FAX 又は電子メールでの予約の際に記載していただきたい事項

(1)宣誓希望日時

(2)宣誓される方の氏名とフリガナ ※通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名（外国籍の方は、住民票上の氏名）も併せて記載ください。

(3)宣誓者のいずれか（代表の方）の日中連絡が取れる連絡先



②パートナーシップ宣誓

・ 宣誓を予約した日時に、必要書類をご持参のうえ、市民生活課(市役所 1 階)にお越しください。その際、必ずお二人揃ってお越しください。

・ ご持参いただいた書類の確認、宣誓者の要件及び本人確認を行います。

・ 職員の面前で宣誓書及び確認書に自署していただき、宣誓書の写し等を交付する日時を決めます。

・ 書類に不備や不足がある場合は、宣誓日が延期になる場合がありますのでご了承ください。



③宣誓書受領証等の交付

内容を確認し、宣誓の要件を備えていると確認できた場合、受領証等を交付いたします。

◎交付するもの

(1)パートナーシップ宣誓書の写し・・・各1通

(2)パートナーシップ宣誓書受領証・・・各1通

(3)パートナーシップ宣誓書受領カード・・・各1通

4 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓には、以下の書類が必要です。

	出水市に在住の方	出水市に転入予定の方
宣誓時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出水市パートナーシップ宣誓書（※1） ・ どちらか一方の住民票の写し、住民票記載事項証明書(※2)又は個人番号カードの写し ・ 独身証明書、戸籍抄本等配偶者がいないことを証する書類(※2)（※3） ・ 本人確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出水市パートナーシップ宣誓書（※1） ・ 転入前の自治体で発行された転出証明書の写し ・ 独身証明書、戸籍抄本等配偶者がいないことを証する書類(※2)（※3） ・ 本人確認書類
交付時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 ・ 本市転入後の住民票の写し（原則転入後14日以内に提出）

（※1）出水市パートナーシップ宣誓書は、市民生活課の窓口で準備しています。また、出水市ホームページでもダウンロードできます。ただし、職員の面前でご記入していただく必要がありますので、ご注意ください。自署できない場合は、必要に応じて代筆も可能です。

（※2）宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限ります。

（※3）外国籍の方の場合、現に配偶者がいないことを証する書類(婚姻要件具備証明書など)に日本語訳を添付してください。

〈本人確認書類〉

1点の提示で足りるもの（例）	2点以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 個人番号カード(マイナンバーカード) ・ 住民基本台帳カード(顔写真付き) ・ 旅券(パスポート) ・ 障害者手帳 ・ 在留カード又は特別永住証明書 ・ その他、国や地方公共団体の機関が発行した身分証明書(顔写真付き) <p>※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険の被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証等) ・ 共済組合員証 ・ 国民年金手帳 ・ 年金証書(国民年金、厚生年金等) ・ 住民基本台帳カード(顔写真なし) <p>※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。</p>

※通称名の使用を希望する場合は、希望する通称を日常生活において使用していることが確認できる書類が必要です(例：郵便物、社員証、名刺等)。

5 交付書類

◎パートナーシップ宣誓書受領証

<p style="text-align: right;">第 _____ 号</p> <p style="text-align: center;">パートナーシップ宣誓書受領証</p> <p style="text-align: center;">様 _____ 様</p> <p style="text-align: center;">(_____ 年 _____ 月 _____ 日生) (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)</p> <p style="text-align: center;"><u>宣誓日 年 月 日</u></p> <p>ここにお二人が、出水市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p>人生のパートナーとして相互に協力し合い、これからの人生を共に歩まれるお二人のご多幸を願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">出水市長 印</p>	<p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p style="text-align: center;">この宣誓書受領証を提示された方へ</p> <p>出水市は、一人ひとりの生き方、考え方の多様性が尊重され、誰もが生きやすい、それぞれの個性と能力を発揮できる「一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を目指しております。</p> <p>この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、出水市が、お二人を人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合うことを証明するものです。</p> <p>本受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますとともに、十分なご配慮をお願いします。</p> <p>特記事項</p> <p>緊急連絡先 (自由記載)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">宣誓者名</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>戸籍名 (通称名を使用の場合)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考 個人情報になりますので、宣誓書受領者と十分に協議し、慎重に取り扱ってください。</p>	宣誓者名			戸籍名 (通称名を使用の場合)		
宣誓者名							
戸籍名 (通称名を使用の場合)							

◎パートナーシップ宣誓書受領カード

パートナーシップ 宣誓書受領カード

氏 名

○ ○ ○ ○

氏 名

○ ○ ○ ○

ここにお二人が、出水市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日

出水市長 印

この受領カードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、出水市が、お二人を人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合うことを証明するものです。

本受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますとともに、十分なご配慮をお願いします。

6 受領証等の再交付・変更・返還について

①受領証等の再交付

紛失、毀損又は汚損したなどの事情により、再交付を希望される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第4号様式)を提出してください。

※紛失以外の理由での再交付の場合、交付済みの受領証等は、返還していただきます。

②受領証等の内容変更

受領証等の内容を変更したい場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書(第5号様式)を提出してください。

※パートナーの変更はできません。

※通称名の変更の場合は、通称名が記載された郵便物など、氏名の変更が確認できる書類の添付が必要です。

③受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(第6号様式)に受領証等を添付して、提出してください。

(1)双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2)一方が死亡した場合

(3)双方が市外に転出した場合 ※都市間相互利用に関する協定(P9を参照)を締結している自治体へ転出する場合は除く。

(4)「2 宣誓をすることができる方」の(3)及び(4)の要件を満たさなくなった場合

※ 各申請の様式については、出水市ホームページからダウンロードできます。

7 利用可能な行政サービス

下記記載の行政サービスは、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カードを提示すると、受けられるサービスになります。

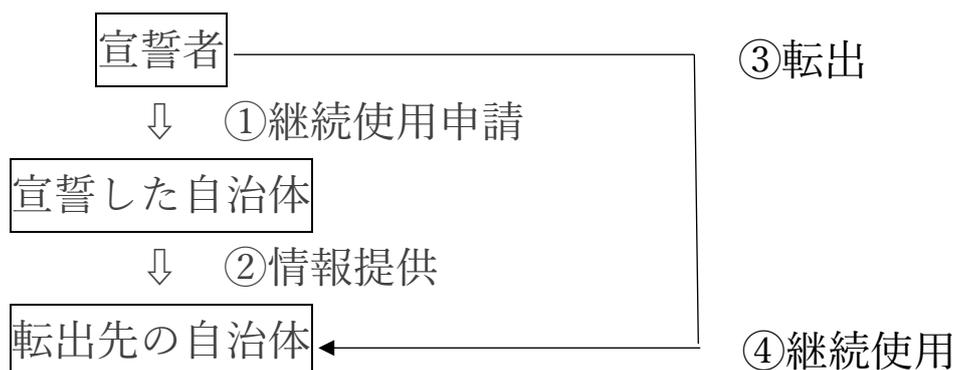
なお、行政サービスについては、今後拡充をしていく予定です。

サービス名	サービス内容	お問合せ先
診療時の説明など	パートナーが診療内容の説明に同席できるほか、各種検査、治療及び手術の同意者となれます。	出水総合医療センター TEL:0996-67-1611
市営住宅入居申込	パートナーと同居での入居申し込みが可能になります。	建築住宅課 TEL:0996-63-4066

8 都市間相互利用について

出水市とパートナーシップ宣誓制度を実施している他の自治体が協定を締結することで、宣誓者が両自治体間で住所の異動をする場合の手続きを簡素化し、当事者の精神的・経済的負担の軽減を図る取組です。

◎都市間相互利用のイメージ図



出水市から協定を締結している自治体に転出する場合は、出水市へパートナーシップ宣誓書受領書等継続使用申請書（第7号様式）を提出することにより、転出先において出水市が交付した受領書等を継続使用することができます。

【協定締結予定自治体（鹿児島県内）】

○鹿児島市 ○指宿市 ○日置市 ○志布志市

都市間協定については、令和6年2月以降、順次締結を進める予定となっておりますので、詳しくは市民生活課住民係までお問い合わせください。

9 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、同性カップルだけが対象ですか？

A1： 戸籍上同性カップルには限定せず、要件を満たしていれば、トランスジェンダーやバイセクシュアルなどで異性間のカップルであっても、宣誓することができます。

Q2 プライバシーは守られますか？

A2： 要望に応じて個室での対応も行い、プライバシーに配慮いたします。また、提出いただいた必要書類や記載されている内容等の個人情報等は必ず守られます。

Q3 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A3： パートナーシップ宣誓書の提出やパートナーシップ宣誓書受領証等の発行費用はかかりません。ただし、手続きの際に提出していただく必要書類の発行手数料は自己負担になります。

Q4 代理や郵送での宣誓はできますか？

A4： 代理や郵送での宣誓はできません。職員の面前で、本人確認の上、宣誓する必要があります。宣誓者双方が揃って窓口にお越しください。ただし、自署が困難な場合は、宣誓者双方が揃った状態で、代筆者を立てることができます。

Q5 婚姻制度とはどのように違いますか？

A5： 婚姻は、民法に基づく制度で、法的な権利・義務が発生します。一方で、パートナーシップ宣誓制度は、法的な権利・義務は発生しないため、戸籍や住民票の記載も変わりません。

Q6 通称名は使用できますか？

A6： 通称名は使用することができます。通称名の使用を希望する場合は、希望する通称を日常生活において使用していることが確認できる書類が必要です。その場合、受領証の裏面には戸籍上の氏名を記載します。

Q7 外国籍の場合もパートナーシップ宣誓ができますか？

A7： 外国籍の方も「市民である」または「市内へ転入を予定している方」であれば、宣誓を行うことができます。必要書類としては、本国の大使館又は領事館が発行する婚姻要件具備証明書(宣誓日以前3か月以内に発行されたもの)など、独身であることが確認できる書類に日本語訳を添付したものになります。ただし、パートナーシップ宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q8 受領証等は当日発行されますか？

A8： 原則、交付する日時を決定し、その日時に交付を行いますが、必要書類に不備がなければ、即日交付できるよう調整いたします。ただし、宣誓から受領証等の交付までは1時間程度かかります。また、双方とも市外在住の場合は、どちらか一方が市内に転入し、住民票等を提出してからの交付になります。

Q9 市外に転出する場合には、どのような手続きをすればよいですか？

A9： 双方又は一方が出水市外に転出する場合は、交付した受領証等を返還していただきます(都市間相互利用の協定を締結している自治体を除く。)。ただし、一方がやむを得ない事情(転勤等)により、一時的に市外へ転出する場合はこの限りではありません。

Q10 都市間相互利用の協定を締結している自治体へ転出する場合には、どのような手続きをすればよいですか？

A10： 本市へパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(第7号様式)を提出していただきます。提出していただくと、転出先でも引き続き本市が発行した宣誓書受領証等を使用することができます。都市間相互利用の協定を締結した自治体については、出水市公式ホームページにてご確認ください。

10 相談窓口

窓口名称	電話番号、相談日時	備考
出水市市民生活課住民係	0996-63-4038 平日 8:30~17:15	出水市パートナーシップ宣誓制度の担当窓口です。悩みに応じて専門機関等に繋がります。
鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630(6631) 水~日・祝日 9:00~17:00 火(月曜日が祝日の場合は水曜日) 9:00~20:00	男女共同参画相談員が、性別に起因した悩みの一つとして相談に応じます。
全国共通人権相談ダイヤル	0570-003-110 平日 8:30~17:15	不当な差別、いじめ、暴力に関する相談に応じます。
かごしまの教育ホットライン 24	0120-0-78310 年中無休 24 時間体制	児童生徒の LGBT 等に関する相談に応じます。
県精神保健福祉センター 各保健所	099-218-4755 平日 8:30~17:00	思春期に関することや心に関する悩みについて、相談に応じます。